

●「デジタル式 戸別受信機」の設置区域及び対象者・・・！！

【設置対象区域】

- ★ 佐田地域、多伎地域、湖陵地域、出雲地域（上津地区、稗原地区、朝山地区及び乙立地区に限る。）が設置対象区域です。

【設置できる方】

- ★ 対象区域に現に居住している方。（借受者）
- ★ 対象区域に居住し、同世帯において2台以上を設置される方もしくは、対象区域に事業所等を持つ事業主。（設置者）
- ★ 市営住宅やアパート等に居住される方も設置が可能です。（ただし、設置するには、住宅の管理者の承諾が必要と思われるので、確認をお願いします。）

【公共施設や指定避難所等】

- ★ 公共施設や市の指定避難所及び消防コミュニティセンター等については、市の方で戸別受信機を設置します。
- ★ 各自治会等で管理される集会所等（一時避難所）については、市では設置しません。各地域の代表者の方が設置をして下さい。
※設置を希望される集会所等あると思いますが、居宅を優先して設置しますので、集会所等については、別途ご案内します。

●「デジタル式 戸別受信機」を設置するために必要なものについて・・・！！

【申請書の提出】

- ★ 申請書の提出が必要です。「出雲市防災行政無線加入申請書」を提出してください。
市で申請書の内容等（対象区域の居住等）を確認し、承認されると「出雲市防災行政無線加入承認通知書」を送付します。

【加入料の納付】

- ★ 対象区域に現に居住されている世帯には、戸別受信機を1台、無償貸与しますが、無線機器等を維持管理していくため、維持管理費として、無線施設加入料の納付をお願いします。
申請後、承認通知書と一緒に納付書を送付しますので、戸別受信機1台につき、5,000円の加入料の納付をお願いします。）

【加入料の減免】

- ★ 生活保護世帯や準要保護認定を受けている世帯等については、加入料を減免できます。
減免するには申請が必要となります。「出雲市防災行政無線加入料減免申請書」を提出してください。

●「デジタル式 戸別受信機」の設置等にかかる経費について・・・！！

【戸別受信機】

- ★ 対象区域に現に居住されている世帯には、戸別受信機を1台、無償貸与します。ただし、1世帯に1台までとなります。
同世帯で2台目以上の設置を希望される場合は、実費による購入により、設置をお願いします。
事業所や事務所等の事業主等が設置する場合も実費での購入となります。

【戸別受信機及び付帯設備（受信アンテナ等）の設置費】

- ★ 無償貸与で設置する戸別受信機や受信用のアンテナ等の付帯設備の設置に係る経費は、全て市で負担します。
ただし、電気設備（電気コンセントや配線）については、借受者でのご負担をお願いします。
また、事業主等が実費で購入された戸別受信機及びアンテナ等の付帯設備の設置に係る経費についても、設置者でのご負担をお願いします。

【維持管理費】

- ★ 戸別受信機を設置後、維持管理等に関する経費（電気代・電池等）は、ご負担をお願いします。

【戸別受信機等の修繕】

- ★ 戸別受信機等を貸与により設置された方（借受者）で、故障もしくは異常が見受けられたときは、市の方で修繕をします。
防災交通課へご連絡をお願いします。

●「デジタル式 戸別受信機」が必要なくなったときは・・・！！

【戸別受信機の返還】

- ★ 借受者が市外へ転出、対象区域外への転居されるなどやむを得ない事由により、戸別受信機が必要なくなった場合は、戸別受信機を返還してください。
- ★ 返還される場合も届出が必要です。「出雲市防災行政無線施設脱退届出書」を提出して下さい。
- ★ 戸別受信機を実費により購入された事業所等の設置者も利用しなくなった場合は、同様に届出が必要となります。

【戸別受信機の返還等に伴う、加入料の還付】

- ★ 戸別受信機を返還し、利用しなくなった方には、加入料5,000円を還付することができます。
ただし加入料の還付には、下記の条件を全て満たしている場合のみですので、ご注意ください。

○ 借受者の場合（戸別受信機を無償貸与により設置した方）

- (1) 戸別受信機を返還した日が設置をした日から起算して、10年未満であること。
- (2) 返還した戸別受信機が正常な状態であること。
- (3) 脱退理由が借受者の死亡による継承者の不在、市外への転出及び無線施設利用対象区域外への転居等、やむを得ない理由であること。

○ 設置者の場合（戸別受信機を実費により設置した方）

- (1) 戸別受信機を利用しなくなった日が設置をした日から起算して、10年未満であること。
- (2) 脱退理由が設置者の死亡による継承者の不在、市外への転出及び無線施設利用対象区域外への転居、事業所の廃止等やむを得ない理由であること。

出雲市デジタル式防災行政無線 戸別受信機の設置の流れ

戸別受信機を各世帯に1台「無償貸与により設置」をします。
 しかし、無線施設の加入料として、受信機1台に対し、5,000円をお願いします。
 皆様から徴収しました、加入料は、無線施設等の維持管理費として、活用させていただきます。



防災行政無線 戸別受信機の設置に伴う留意事項について

